

「千葉県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について（概要）

1 改正理由

漁港漁場整備法の一部改正（令和6年4月1日施行）に伴い、標記規則の所要の規定整備を行ったもの。

※ 「千葉県漁港管理条例」についても、令和6年2月県議会に提出した条例改正（案）が議会で可決され、令和6年3月22日に公布、同年4月1日に施行された。

2 改正内容

(1) 引用する法律名の変更（規則第2条 法律名の引用部分）

「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(2) 許可申請や届出時の押印廃止に伴う別記様式の整備

（別記1号様式から第16号様式 ただし、削除済みの第2号様式及び第7号様式を除く）

- ① 様式中の押印箇所の「**印**」部分を削除する。
- ② 様式中の「注」部分を適宜、削除又は改める。

3 施行期日

令和6年4月1日